

# 奈良県過疎地域持続的発展計画

令和3年11月

## 目次

第1章 基本的な事項	
1 策定の趣旨と目指す姿	・・・ 1
2 過疎計画の対象地域	・・・ 2
3 過疎計画の期間	・・・ 2
4 過疎計画の構成	・・・ 2
第2章 策定にあたっての基本的な考え方	
1 重点目標	・・・ 3
2 戦略の3本柱	・・・ 4
3 目標を実現させるための新たな戦術	・・・ 5
第3章 過疎地域の今後の施策展開	
1 住み続けたい、還りたい地域づくり	
（1）働きやすくする	・・・ 6
（2）暮らしやすくする	・・・ 11
（3）いざというときに備える	・・・ 16
2 訪れてみたい地域づくり	
（1）魅力を知ってもらう	・・・ 17
（2）魅力を体験してもらう	・・・ 18
（3）移り住んでもらう	・・・ 19
3 力強い市町村づくり	
（1）「奈良モデル」の実行	・・・ 20
（2）市町村行政経営向上への取組支援等	・・・ 21

## 第1章 基本的な事項

### 1 策定の趣旨と目指す姿

「奈良県過疎地域自立促進計画」（以下「前計画」という。）の策定以降、「人口の社会増減をプラスにする」を目標に「訪れてみたくなる地域づくり」と「住み続けられる地域づくり」を計画の柱として、様々な取り組みを進めてきました。

この間、南奈良総合医療センターの開院（平成28年4月）やドクターヘリの運航開始（平成29年3月）、京奈和自動車道御所南IC～五條北IC開通（平成29年8月）など地域の住民の暮らしにかかわる分野で大きな成果が見られ、また交流人口・関係人口の増加を目的に温泉旅館を舞台とした「えんがわ音楽祭」や弘法大師の道をゆかりとするトレイルランニングレース「KoboTrail」など、地域の特性を活かした文化・芸術、スポーツに関するイベントが定着し、多数の来訪客が訪れるなど一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、目標としていた「人口の社会増減」については、毎年、地域全体で県平均を大きく上回るペースで減少を続けており、「観光入込客数」も横ばい傾向となっています。また、若年層の流出により地域の少子高齢化は急激に進行しており、産業、教育、医療・福祉、交通など多くの分野で解決すべき課題が見られる状況となっています。

言うまでもなく、奈良県の過疎地域は、美しい自然と豊かな歴史文化にあふれ、食料・木材・水・エネルギーを供給する地域であり、また多様な生態系を持つ自然環境を保全する地域です。これらの地域を支えてきた産業や人々の暮らしを含め、本県が誇るべき魅力ある地域です。

急激な人口減少が進む過疎地域において、森林と水を守りつつ、人と経済の好循環を図り、持続可能な地域社会を形成していくことは県の重要な責務であります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第9条第1項及び「奈良県過疎地域持続的発展方針」に基づき、県が講じる施策について「奈良県過疎地域持続的発展計画」（以下「過疎計画」という。）を策定し、持続可能な地域の実現を目指して過疎地域の振興を図っていくものです。



## 第2章 策定にあたっての基本的な考え方

「過疎計画」の策定にあたっては、過疎地域の市町村がそれぞれの地域特性を活かしながら、地域間の連携を図り、一体的な振興に取り組むものとします。

また、近年の大都市集中への懸念や、地方移住の流れに加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止を契機とした新しい働き方、起業の促進、デジタル化の加速、SDGsの推進など過疎地域への注目の高まりを活かしたものとします。

そのため、これまでの取組を継続しつつ、新たに以下の視点で取り組んでいきます。

### 1 重点目標

過疎地域において、住みよい環境づくりを進めるとともに、「働く場」と「働く人」を増やし、人口減少をくい止めることにより、地域の持続的発展を図ります。

○重点目標を達成するためのKGI（重要目標達成指標）

「過疎地域における人口の社会増減」：マイナスからの脱却

○KGIを達成するためのKPI（重要業績評価指標）

生産年齢人口：社会・人口問題研究所による将来人口推計を上回る

観光入込客数：750万人（R1実績681万人）

宿泊客数：70万人（R1実績49万人）

○目標年次：令和7年度

【参考】前計画(H27～R2)の目標及び実績

指標	南部地域		東部地域		備考
	目標	実績	目標	実績	
人口社会増減	プラス	▲964人	プラス	▲352人	H27～R1平均
観光入込客数	550万人	409万人	280万人	272万人	実績はR1
宿泊客数	55万人	42万人	15万人	7万人	実績はR1

## 2 戦略の3本柱

過疎地域の県民が地域に誇りを持つという視点から、以下の3つを計画の柱とします。

[1]住み続けたいくなる、還りたいくなる地域づくり（定住の促進）

[2]訪れてみたいくなる地域づくり（交流の促進）

[3]力強い市町村づくり

[1]住み続けたいくなる、還りたいくなる地域づくり（定住の促進）

(1) 働きやすくする

- ①地域経済の活性化
- ②食・農・畜産・水産業の振興
- ③森林環境管理制度の推進・林業の振興

(2) 暮らしやすくする

- ①福祉・医療の充実
- ②教育・子育て環境の充実
- ③道路インフラの整備促進
- ④通信インフラの整備促進

(3) いざというときに備える

- ①防災・減災対策の推進

[2]訪れてみたいくなる地域づくり（交流の促進）

(1) 魅力を知ってもらう

- ①魅力の創出と情報発信の強化
- ②美しい景観づくりの推進

(2) 魅力を体験してもらう

- ①滞在型・宿泊型観光の推進
- ②地域の魅力を活かした文化・スポーツ・食イベント等の実施

(3) 移り住んでもらう

- ①市町村と連携した移住・定住支援
- ②若者をターゲットとした移住施策の推進

[3]力強い市町村づくり

(1) 「奈良モデル」の実行

- ①市町村と連携したまちづくりの推進
- ②「奈良モデル」の推進

(2) 市町村行政経営向上への取組支援等

- ①市町村行政経営向上への取組支援
- ②地域デジタル化の推進

### 3 目標を実現するための新たな戦術

過疎地域を持続的に発展させるため、人が集まる「拠点の形成」と地域を支える「人材の育成・確保」を、目標実現のための新たな戦術とします。

「拠点の形成」では、「テーマを決め」、「拠点を形成し」、「拠点を結節する」という取組を進めます。

例えば、「雇用」というテーマでは、用地が確保できた京奈和自動車道御所IC周辺の産業集積地形成プロジェクトがあります。これが完成すれば、過疎地域の通勤圏内となり、大きな雇用が見込まれます。

また、既存の拠点に新たな機能を加える手法もあります。例えば、「医療・福祉」というテーマでは、南奈良総合医療センターは、まさに過疎地域の医療を守る拠点であり、また働く拠点でもありますが、ここに地域包括ケアシステムの機能が加われば、過疎地域の高齢者の安全安心とともに、新たな雇用の創出にも繋がると考えています。

以上のような考え方で、テーマを決め、過疎地域での拠点の形成を進めていきます。

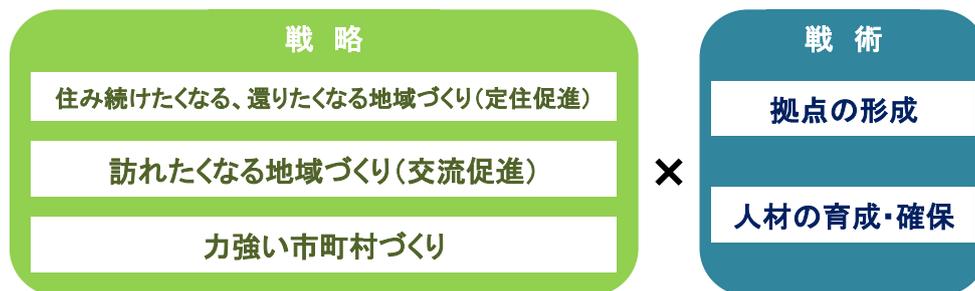
「人材の育成・確保」では、過疎地域で育成した人材が、引き続き地域内で活躍してもらえるような取組を進めます。

例えば、森林環境管理制度の担い手となる奈良県フォレスターなどを養成する奈良県フォレスターアカデミーの開校や南奈良総合医療センターと介護・医療人材を育成する奈良南高校などとの連携などが取組の柱になります。

また、過疎地域で活躍できる起業家、クリエイターの育成セミナーや、移住者を対象とした起業・創業のための研修についても、引き続き取り組んでいきます。

併せて、郷土愛を育てる教育や実学教育を進めることで、地域で育てた人材が地域で活躍できるような取組を進めていきます。

#### 【施策展開のイメージ】



### 第3章 過疎地域の今後の施策展開

#### [1]住み続けたい、還りたい地域づくり

過疎地域において住みよい環境づくりを進めるとともに、「働く場」と「働く人」を増やす取り組みを進めます。

#### (1) 働きやすくする

##### ①地域経済の活性化

##### ○企業誘致、起業・創業支援

- ・京奈和自動車道の整備に伴い、大阪、京都、名古屋など大都市圏へのアクセスが飛躍的に向上し、企業用地としてのポテンシャルがさらに高まることから、既存工業団地の未分譲区画の解消を図るとともに、御所 I C 周辺で産業集積地の創出に取り組みます。また、東部の過疎地域においても名阪国道沿線を中心として新たな産業集積地の形成について検討を行うなど、雇用の機会の増大と若年者の定住を促進し、地域経済の活性化を図ります。
- ・創業を促進するため、(公財)奈良県地域産業振興センター、奈良県よろず支援拠点、商工会等の支援機関との連携のもと、様々な施策を推進します。具体的には、(公財)奈良県地域産業振興センターにおいて、相談、経営診断、助言、情報提供などのワンストップサービス型の支援を行います。特に新規創業者に対し、起業・移住に伴う経費を補助するとともに、起業に向けた伴走支援を実施し、また新規創業者向けの資金を確保します。
- ・過疎地域の地域資源を活かした起業を促進するため、ビジネスプランの作成・販路開拓支援の充実など、切れ目のない支援を行う外、製造業、農林水産物等販売業、旅館業等の起業を促進するため税制上の優遇措置等の活用策を講じます。

##### ○地域産業の振興

- ・「奈良県中小企業振興基本条例」及び「奈良県小規模企業振興基本条例」に基づき、市町村とも連携のうえ、地域内の企業について適宜ニーズ等を把握し、新事業展開、産学連携、経営革新、規制緩和など様々なメニューで積極的に育成・支援することにより、企業の事業拡大や規模拡張を促進します。
- ・近年、各地域において、未利用資源、特産物及び地域の技術を活用した新たな産業が芽生えつつあります。地域の特産品である柿を利用した柿酢、あんぼ柿等の加工品製造、新たな技術開発による柿渋の利活用、アマゴ等の加工、間伐材の新たな利活用、素麺のブランド化等の取組が行われています。また、革製品製造事業者、毛皮革のなめし事業者やサンダル等の履物製造事業者などは、新技術やデザイン開発などに積極的に取り組んでいます。これら創意工夫による地域産業の創出を促進し、地域内の産業、施設、特産品等について情報発信するなど事業協同組合や商工会等が行う地域産業の振興に対し、積極的な支援を図ります。

## ○商業の振興

- ・商業の振興は地域での生活にとって不可欠であるとともに、雇用の場という観点からも重要であることから、地域住民の需要にマッチした商業機能の創出と、地域の特色を活かした街づくりの観点からの商店街の活性化が必要です。
- ・行政と商店街・住民等とが連携し、地域の消費者に支持される商店街づくりのための取組を推進します。
- ・商店街の空き店舗の活用や賑わいの創出に向け、起業支援にも繋がる空き店舗を活用したチャレンジショップ等の支援や、店舗の魅力向上に向けた支援を重点的に行っていきます。

## ○漢方のメッカ推進

奈良県にゆかりの深い漢方について、生薬の生産拡大や関連する商品・サービスの創出などを総合的に推進します。具体的には、次のような取組を進めます。

- ・薬用作物の優良品種や安定生産技術の研究開発を推進するとともに、生薬の薬効研究を行い、奈良の生薬のブランド確立を図ります。
- ・県産生薬等を利用した医薬品、化粧品及び食品等の新商品の開発を支援するとともに、薬用作物のニーズと県内栽培者の状況を把握したうえで、川上（栽培者）と川下（医薬品、化粧品、食品メーカー等）のマッチングを推進し、過疎地域における薬用作物の生産量の増加を図ります。

## ②食・農・畜産・水産業の振興

### ○食と農の振興

- ・「奈良県プレミアムセレクト」などマーケットニーズに合った県産農畜水産物のブランド化を図るとともに、農業経営のコスト削減に取り組み、農業経営の向上を図ります。
- ・「なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC)」において、食の担い手と農の担い手を育成するとともに、併設するセミナーハウス（令和4年度運営開始予定）で食と農に関する研修等を実施し、食と農の魅力を発信します。
- ・農産物直売所などの多様な販路開拓を推進し、農業の6次産業化も視野に入れた地域農業の活性化を図ります。
- ・「なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC)」との連携のもと、奥大和地域において、素晴らしい眺望の場所に地元食材を活かして「食」と「泊」を提供するオーベルジュ等の整備を促進するとともに、それらのネットワーク化を推進します。
- ・農地の有効利用や生産性の向上を図る特定農業振興ゾーンの設定、意欲ある担い手の育成と農外からの新規参入も含めた新規就農者の確保に努めます。特に、南部地域の柿等の果樹、切り枝等の花き、東部地域の茶、野菜、花き、その他酪農や肉用牛等の畜産について、県が重点的に推進する品目として選定したリーディング品目やチャレンジ品目等を中心に、高品質化、高付加価値化に向けた農業の振興を図ります。

- ・研究・普及においては、新技術や新品種の開発、現場への素早い普及などにより、県産農畜水産物のブランド化やコスト削減などの生産性の向上を図ります。
- ・県土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能の観点を踏まえ、適切な農業生産活動等の継続を支援するとともに、荒廃農地の解消と農地マネジメントによる農地の集積・集約化を円滑に推進し、農業経営の基盤としての農地の有効活用を推進します。
- ・農業経営の安定を図り、営農意欲を喚起するため、イノシシやシカ、サルなどの鳥獣害対策に対する取組を推進するとともに、捕獲したイノシシとニホンジカについては、食肉等への有効活用を図ります。

#### ○畜産業の振興

- ・みつえ高原牧場を活用して畜産団地を整備し、畜産農家を誘致することにより、県のブランド和牛である大和牛や近畿圏では14%の生乳シェアを占める乳用牛の生産拠点とし、東部地域の畜産振興を図ります。
- ・他の畜産ブランド（ヤマトポーク、大和肉鶏、大和なでしこ卵、大和の雫（蜂蜜））のブランド価値を高める取組を畜産技術センターで進めます。

#### ○水産業の振興

- ・河川漁業においては、適正な種苗の放流及び河川に適した増殖に支援するとともに、漁場の有効活用を推進します。
- ・養殖業においては、安全安心な水産物を生産するため、養殖衛生管理指導の徹底を図ります。
- ・遊漁と観光との連携を促進することにより、地域の活性化を推進します。
- ・カワウ及び外来生物の食害による被害を軽減するための取組を推進します。

### ③ 森林環境管理制度の推進・林業の振興

森林の有する木材生産や県土の保全、自然環境の保全などの多面的機能を将来にわたって持続的に発揮し続ける社会の実現に向けて、本県独自の新たな森林環境管理制度の推進に併せて、県産材利用の推進を図ることにより、森林と人との良好な関係を築きながら、森林や水資源が県民の貴重な財産として引き継がれていくことを目指して、以下の施策を推進します。

また、国の「グリーン成長戦略」の動向を見据えつつ、脱炭素エネルギー政策とCO2吸収源の整備となる森林環境管理政策を両輪で実行します。

#### ○新たな森林環境管理体制の構築・推進

- ・令和3年4月に「奈良県フォレスターアカデミー」を開校し、森林環境管理士、森林環境管理作業士を計画的に養成します。
- ・奈良県フォレスターアカデミーとともに、当該地に、奈良県森林技術センターを移転させ新たな森林環境管理に関する調査研究や技術開発に取り組みます。
- ・奈良県フォレスター（県職員）、県・市町村職員、森林組合等関係者による情報共

有や活動を支援するための新たな拠点施設を整備します。

- ・奈良県フォレスターは、市町村に長期間、同一区域を担当するように配置し、市町村の状況に応じた森林環境管理体制を構築・推進します。併せて、林業事業者等における雇用の安定化、労働安全衛生水準の向上を図り、新たな森林環境管理制度を担う人材確保を促進します。

#### ○災害に強い森林づくり

- ・適切に管理されている森林は、土砂の流出や崩壊といった災害を未然に防いだり、これらの災害が発生した際に被害の拡大を防いだり、水の貯留・かん養機能を高度に発揮させます。一方、施業放置により荒廃が進む人工林は、これらの機能が低下し、災害時に被害拡大の要因となります。そのため、施業放置状態にある人工林の整備、防災機能を高めるための恒続林への誘導、間伐を中心とした保育の継続実施、スギ・ヒノキの人工林から防災力の高い混交林へ誘導、皆伐後の再造林等の施業の促進を図ります。
- ・伐採届をはじめとした森林計画制度や林地開発許可制度、保安林制度等の森林法に基づく規定を適正に運用します。
- ・森林災害の予防・復旧に迅速に取り組むほか、災害関連の情報を国・市町村と共有するなどして、災害に強い森林の構築を目指します。

#### ○持続的に森林資源を供給する森林づくり

- ・森林は、木材をはじめ、木の実・きのこ類等の食材、漆等の工芸品の原料など様々な資源を供給します。森林資源を生産することは、管理のために定期的に森林に入ることに繋がり、それにより森林の環境が維持されるという好循環が生まれます。また、適切に管理された森林からは、清浄な水が小川に流れ出るなどの副次的な森林資源も供給されます。このような森林資源を持続的に生産し、森林から安定的に収益を得ることができるよう、奈良県フォレスターと市町村が連携して森林経営計画などの計画作成を促進するとともに、林業機械化や路網整備の推進、森林資源情報の把握など生産基盤の強化を図ります。
- ・森林から供給される木材の利用は、二酸化炭素を固定し続け化石燃料の利用を抑えることとなり、温室効果ガスの排出の抑制にも繋がることから、木材の搬出支援や未利用材の搬出促進などを図ります。

#### ○生物多様性が保全される森林づくり

- ・森林には、木本類・草類・シダ類・コケ類等の植物、哺乳類・鳥類・は虫類・両生類・魚類・昆虫類等の動物などが多種多様に生息しています。この森林における豊かな生物多様性を保全することは、森林における自然環境の保全に直結する効果が期待できます。そのため、人工林から生物多様性の高い混交林への変換、集団的に樹木を枯死させる森林病害虫の防除、その地域固有の植生や生物種の保全など多種多様な生息・生育環境の保全を図ります。
- ・皆伐跡地や崩壊跡地などの生物多様性が失われた区域を確実に森林へ再生するため、採食により下層植生に影響を及ぼすニホンジカの生息密度の適正化、皆伐後の

確実な再造林の促進などを行います。

#### ○森林のレクリエーション機能の強化

- ・森林は、セラピー、エコツアー、文化体験、レクリエーション活動等の場となり、心身の健康を回復できる機会を提供してくれます。国立・国定公園をはじめとする自然公園の保全・活用を図るとともに、森林における奈良県植栽計画を推進します。
- ・森林の4機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全、レクリエーション）や森林環境管理についての理解・関心を深め、森林と人との恒久的な共生に関する意識を醸成させるため、森林をフィールドとしたイベントの開催や森林に関する環境教育の機会づくりに取り組みながら、これらの担い手となる人材を養成します。
- ・これらの取組を通して、森林と人とが良好な関係を築きながら、交流人口の増加による山村地域の活性化を図り、森林を将来にわたって県民の貴重な財産として引き継いでいくことを目指します。

#### ○奈良の木ブランド戦略の推進

- ・奈良の木の認知度と市場競争力を高めるため、奈良の木の魅力を効果的に発信し、ブランド力の強化を図ります。
- ・首都圏や海外など、新たな需要が期待されるマーケットに対しプロモーションを行うとともに、ニーズに応じた県産材製品の販路拡大を推進します。

#### ○県産材の需要拡大

- ・住宅、公共建築、商業施設や宿泊施設、暮らしの中で用いる木製品、エネルギーなど、多岐にわたる分野での県産材の利用を推進し、需要の拡大を図ります。
- ・重点的な取り組みとして、多くの人々が利用する公共建築物に県産材を使用することで、消費者の木材利用への意識・理解を高め、住宅分野、商業施設や宿泊施設等の非住宅分野への利用拡大に繋がります。

#### ○県産材の加工・流通の促進

- ・木材加工の生産効率化やコスト削減、品質向上等に向けた取組を支援するとともに、用途に応じた流通の合理化を促進し、競争力のある加工・流通体制の構築を図ります。
- ・重点的な取り組みとして、建築関係事業者に対して品質・性能を明示した製材品が供給できるよう、素材生産事業者、木材産業事業者、建築関係事業者の間で必要な情報を共有し、相互に協力連携して、県産材を効率的・合理的に流通させる体制を整備します。

## (2) 暮らしやすくする

### ①福祉・医療の充実

#### ○高齢者福祉の向上

- ・介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を有する生活支援ハウスの活用を図るとともに、寝たきり高齢者や認知症高齢者のための地域密着型サービス拠点の整備について検討します。
- ・訪問介護、デイサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスの一層の普及に努めるとともに、訪問介護の基盤整備状況がやや低い過疎地域において、訪問介護サービスを円滑に推進するため、訪問系介護サービスの特別地域加算に係る利用者負担軽減措置の活用を図ります。
- ・高齢者の社会活動に関する情報の発信や、高齢者が経験や知識を活かして地域で活動ができるための指導者の育成などを通じて、地域社会への積極的な参加を促進するとともに、民間事業者等との連携により、買い物や移動などの日常生活を支援し、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めるほか、山間部の高齢者等を対象に、ICTを活用した生活支援サービスの導入・普及を図ります。
- ・平成30年度に県単位化した国民健康保険は、安定的・持続的運用を確保するため、令和6年度に保険料水準の統一を図ります。

#### ○障害者福祉の向上

- ・ノーマライゼーションの理念に基づき、住み慣れた地域社会の中で、できる限り主体的に自立して生活し、積極的に社会参加ができるよう、生活環境の整備に努めるとともに、在宅福祉サービス等の拡充を図ります。
- ・学校教育現場等において、保健師、健康ボランティア等により、食育、早起き、歯磨き等の基本的な生活習慣を身につけるよう指導します。

#### ○医療の確保

- ・南部地域の公立3病院（県立五條病院・吉野町国民健康保険吉野病院・大淀町立大淀病院）について、県と五條市、吉野郡全町村を構成団体とする南和広域医療組合（現：南和広域医療企業団）を設立し、急性期・回復期を担う病院（南奈良総合医療センター）と、回復期・慢性期を担う病院（吉野病院、五條病院）に再編整備することとし、平成28年4月に南奈良総合医療センターを開院、吉野病院を改修のうえ開院し、平成29年4月には五條病院を改修のうえ開院し、五條・吉野地域の広域医療提供体制の整備が完了しました。  
その成果として、再編前の3病院の平成27年度の救急搬送受入数5.7件/日に対し、令和元年度の南奈良総合医療センターでは9.6件/日に増加するなど、南和地域における医療の充実が確実に図られています。
- ・南和地域が抱える医療の課題を打開し、地域住民が将来にわたり良質な医療を受け、健康で安心な生活を保てるよう、限りある医療資源で「断らない救急の実現」をはじめとする急性期からリハビリ・療養までの切れ目のない医療提供体制を構築し、地

域医療に貢献していきます。

- ・へき地医療については、へき地診療所への医師配置調整や中長期的な配置方針等について、拠点病院やへき地を支援する病院等と検討する場を設け、地域への安定的な医療提供体制の確保を図ります。
- ・南和地域における健康寿命を伸ばすため、県と市町村とによる協議の場を設置し、ICTや奈良県版ラヒホイタヤ等を活用した在宅医療・介護連携を図っていくとともに、南和広域医療企業団の南奈良総合医療センター訪問看護ステーションと連携・協働して、南和地域の在宅医療・訪問看護体制の強化を推進していきます。

#### ○救急医療対策

- ・平成29年3月に運用を開始したドクターヘリを活用するとともに、県防災ヘリコプターや、三重県、大阪府及び和歌山県のドクターヘリとの連携により、山間部など救急車で搬送に時間を要する地域における救急搬送体制を確保し、患者搬送時間の短縮に努めます。

#### ②教育・子育て環境の充実

##### ○母子福祉・児童福祉の向上

- ・妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するため、妊娠期からすべての母子を把握し、必要な支援機関につなぐなど個々に応じた支援が行えるよう、母子保健の拠点である「子育て世代包括支援センター」と児童虐待防止対策を含む子育て支援の拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の全市町村での設置を目指し、子育て家庭を総合的に支援する体制を整備・充実します。
- ・過疎地域における児童の健全な育成を図るため、失われつつある地域コミュニティを再生し、子育て活動を支援するとともに、世代間交流や地域間交流を促進します。
- ・妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センター、主任児童委員や民生・児童委員による地域に密着した子育て相談・支援の体制の整備や家庭や地域の養育機能の強化を図るため、関係機関による連携を支援するなど、安心して子育てできる環境づくりを推進します。
- ・保育所等の児童福祉施設については、地域のニーズに応じた事業展開を図るとともに、過疎地域における保育の確保と保育内容の向上を促進します。

##### ○教育環境の整備や教育内容・教育方法の充実

- ・過疎地域における良好な教育環境の確保を図るため、複式学級編制基準の改善、小規模校への教職員配置の充実、複数市町村による教員等の共同設置、校舎及び園舎等の整備、体育施設の整備、学校給食の充実等を推進します。
- ・通学が困難な生徒の高等学校への進学に対応するため、県立高等学校総合寄宿舎、併設寄宿舎の施設設備の整備充実に努めます。
- ・他校との交流学习、協働学習を支援するICT事業の展開や豊かな自然や地域の歴史文化資源など、地域がもつ「よさ」を積極的に活用する特色ある教育の研究を推

進していきます。

#### ○郷土教育の充実

- ・伝統的な地域コミュニティが崩壊しつつあり、職と住の分離傾向が著しい中、地域への誇りと愛着を抱き、地域と協働し、地域に貢献する人材を育成するため、県・市町村による積極的な取組を進めます。
- ・本県には、世界遺産や国指定の文化財が多数存在するほか、数多くの歴史上の人物が多面で活躍し、日本を代表する文物の発祥の地、律令国家をはじめとする日本国家形成の地、国際性豊かなシルクロードの終着点であるなど豊富な歴史文化資源を有しているにもかかわらず、県民の「ふるさと」「地元」への愛着度は芳しくない実態があります。地域への誇りや愛着を育む学びは、若者の県外流出を通じた人口の社会減を抑止する観点からも重要であることから、学校教育のみならず、各種講座・イベントの開催を通じた生涯教育としての取組を充実させます。
- ・高等学校教育では、郷土奈良の伝統・文化・自然を教材とする学習「奈良TIME」を全ての県立高校で実施しているところですが、今後「郷土学習の手引」の内容を追加して作成するなどし、小中学校における郷土教育を推進します。
- ・郷土愛の醸成には、人とのつながりが重要であることから、幼児教育段階からの地域行事への参加機会の充実や、世代間の交流の観点に留意しながら、各学校段階における豊富な生活体験、社会奉仕体験、自然体験などの体験活動を充実させます。

#### ○県立高校における実学教育の推進

- ・県立高校が社会的・職業的自立への第一歩を支える役割を担うため、実学教育の充実を進めます。企業等と連携したキャリア教育を進めるほか、令和3年4月に大淀高校と吉野高校を再編して奈良南高校を開校し、森林科学、建築、土木工学、こども学、看護学など社会とつながる実学教育を通して、地域や社会の発展に貢献できる人材の育成を目指します。また、令和3年度から榛生昇陽高校に専攻科を設置し、地域社会で活躍・貢献できる「介護の専門家」を育成します。令和4年4月に大宇陀高校と榛生昇陽高校を再編して開校する宇陀高校では、榛生昇陽高校の専攻科を引き継ぐとともに、総合学科において福祉や保育に関する人材育成を進めます。

#### ③道路インフラの整備促進

##### ○道路インフラの整備等

- ・過疎地域においては、主要な交通手段が自動車であるが、自動車同士のすれ違いが困難な箇所が残されているとともに、依然として災害に脆弱な箇所が多数存在し、頻繁に通行規制を実施せざるを得ない状況にあるなど、道路整備が重要な課題のひとつとなっています。
- ・道路整備については、「奈良県道路整備基本計画(平成26年7月策定、令和元年10月改定)」に基づき、過疎地域を含む骨格幹線道路ネットワークの形成、奈良県経済の進展に対応した目的志向の道路整備及び安全・安心を支える道路整備を推進します。

#### ○国道、県道及び市町村道の整備

- ・「選択と集中」の考えに基づき、県土の骨格を形成すべき特に重要な路線である骨格幹線道路ネットワークについては、重点的な整備を進めます。
- ・京奈和自動車道については、南北軸となる重要な幹線道路であり、早期全線開通に向け、用地取得等に協力するとともに、整備促進を国に働きかけます。
- ・紀伊半島アンカールートの一部を構成する国道168号（五條新宮道路）、国道169号については、国と県で連携して、早期整備に取り組むとともに、経済の活性化や地域資源を活かした観光振興、暮らしの向上等を図るため、地域を支える主要な道路ネットワークの整備を進めます。
- ・安全・安心を支える道路整備では、児童や園児の痛ましい事故等の発生を受け、子供の移動経路等における交通安全対策を進めるとともに、通学路等の安全確保については、各市町村で策定する「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、危険箇所の把握、安全対策の実施や効果確認などのPDCAサイクルで取り組む。また、「奈良県安心歩行空間整備方針」に基づく歩行空間の整備を進めます。
- ・既存の道路施設については、高度経済成長以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、「奈良モデル」の一環として、市町村が管理する道路施設のうち、橋梁やトンネルの点検や修繕計画策定の業務ならびに修繕計画に基づく補修工事について、「垂直補完」により、継続的に支援します。

#### ○交通確保対策

- ・過疎地域においては、地域住民、特に高齢者等の日常生活に必要な移動手段の確保が重要であり、幹線系統バス路線や地域内フィーダー系統バス路線の維持・確保、ノンステップバスの導入促進に取り組んできたところです。今後も引き続き、国庫補助制度の活用を図るとともに、県の補助制度や県と奈良交通株式会社等との連携協定に基づき公共交通の利便性向上に努めます。
- ・地域住民の交通利便の確保・向上に取り組む市町村を支援するため、コミュニティバス・デマンド型乗合タクシー及びこれらの広域的な運用等の優良事例の紹介、計画策定や実証運行、事業実施等に対する財政的支援や技術的アドバイス、過疎対策事業債を含めた財源措置の活用についての情報提供を行うことにより、地域における持続可能な公共交通の維持・確保が図られるよう努めます。

#### ④通信インフラの整備促進

##### ○通信インフラの整備等

- ・過疎地域と都市との間には、携帯電話などの分野で依然として情報通信格差が存在しているため、これらの是正に努め、また、今後の高度情報化の進展も視野に入れ、

生活や産業の質的向上を実現するための情報通信機能の強化、地域情報の発信及び行政手続きのオンライン化を図っていくとともに、県防災行政通信ネットワークシステムを有効に活用できるよう努めます。

#### ○電気通信施設の有効活用

- ・過疎地域における情報通信基盤の整備は、地理的条件による距離・時間等の問題を克服し、日常生活はもとより、産業面、教育面等の分野で変革をもたらし、新たな可能性を切り開く手段として期待されています。

本県においては、平成15年から県等が出資する第3セクターにより、高速大容量通信が可能な山間地域17市町村のCATV網の整備を進め、平成22年度に全域の整備が完成しました。この通信基盤によりインターネット環境の改善、地上デジタル放送への円滑な移行が達せられました。今後は、山間地域の安全・安心の確保、交流及び地域振興等に有効に活用できるよう市町村及び第3セクターとともに活用方策についての検討を進めます。

- ・携帯電話については、災害時等における緊急連絡の手段としての有用性も認識されており、その社会的重要性は従来にも増して高まっています。本県においては平成9年度から過疎地等における移動通信用鉄塔施設の整備を推進し、すでに過疎地域の人口に対するカバー率は99.8%を超えていますが、一部の小集落の地域において不感地が残っています。エリア外地域の解消については、5G整備計画の中で、携帯電話事業者による整備が計画されており、国による進捗管理がなされることとなっています。さらに5Gの整備についても、中山間地域を始めとする条件不利地域と都市部の整備が偏りなく実施されるよう国、通信事業者に働きかけ整備促進につなげていきます。

#### ○情報通信ネットワークの有効活用

- ・クラウドサービスやスマートフォンの急速な普及など情報通信技術の急速な進展により、行政サービスや住民生活を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、特に過疎地域においては、都市部との格差の解消に、情報化の果たす多面的な役割が期待されています。
- ・行政分野においては、国・県・市町村を接続している「総合行政ネットワーク」と県内全市町村を接続する「奈良県防災行政通信ネットワークシステム」が稼働しています。また県独自に、県・市町村等を接続する全県的な高速情報通信基盤である「大和路情報ハイウェイ」を平成16年度から運用を開始し、平成28年度に東部地域及び南部地域において異経路によるバックアップ回線を整備し、災害時においても情報通信が途絶しない信頼性の高い情報ネットワーク基盤の運用を行います。
- ・民間向けのサービスとしては、都市型ケーブルテレビ網の活用により、概ね全県でブロードバンド環境の整備が完了していることから、今後、行政・医療・福祉・防災・教育等さまざまな分野において住民サービスの向上を図るとともに、企業誘致や起業の促進につなげていきます。

### (3) いざというときに備える

#### ①防災・減災対策の推進

##### ○大規模広域防災拠点の整備

- ・近い将来発生が予測され、奈良県でも大きな被害が見込まれる南海トラフ巨大地震等による大規模災害発生の際に、県内被災地はもとより、津波被害が想定される紀伊半島沿岸地域への救難救助活動等拠点として、緊急消防援助隊等の災害救助要員のベースキャンプや航空機の活動拠点、災害派遣医療チームの活動拠点、救援物資の備蓄倉庫・集配機能などを有する大規模広域防災拠点を紀伊半島中心部に位置する五條市に整備します。

##### ○道路の防災・減災対策

- ・道路の防災対策に関しては、切迫する南海トラフ巨大地震等の発生に備えて、道路ネットワークの強靱化の取組を推進します。
- ・災害発生時に、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号（五條新宮道路）、国道169号をはじめ、骨格幹線道路ネットワーク等の整備を推進します。
- ・道路路面や盛土の防災対策や緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を進め、道路ネットワークの機能確保を図ります。

##### ○河川の防災・減災対策

- ・河川の防災対策に関しても、紀の川水系は、全国でも有数の多雨地帯である大台ヶ原を源としており、洪水による浸水被害が発生している。そのため『紀の川（吉野川）水系河川整備計画』に基づき、河川環境の保全等に十分配慮しながら、河川改修を進めます。
- ・新宮川水系においては、紀伊半島大水害以降も頻発する豪雨や洪水によって、河道内に大量の土砂が堆積しており、国、和歌山県及び三重県と連携して、熊野川の総合的な治水対策として、堆積土砂の除去を進めます。
- ・淀川水系では、河道の流下能力が不足している箇所があること等により、洪水による浸水被害が度々発生しています。そのため、『淀川水系（奈良県域）河川整備計画』に基づき、河川環境の保全等にも十分配慮しながら、河川改修を進めます。

##### ○土砂災害対策の推進

- ・紀伊半島大水害等の近年の土砂災害の教訓をもとに策定した「奈良県土砂災害対策施設整備計画」（令和元年10月）に基づき、土砂災害特別警戒（レッド）区域内における24時間利用の要配慮者利用施設や代替性のない避難所の保全、紀伊半島アンカールートの強靱化、現行基準に適合しない老朽化堰堤の保全等のハード対策や、安全な避難場所の確保に向け、避難場所の移転や統合等を指導するなどのソフト対策を進めます。

## [2]訪れてみたくなる地域づくり

過疎地域の魅力の創出や発信、地域の魅力を活かした文化・芸術・スポーツ・食イベント等の実施により、交流人口、関係人口、移住者を増やす取り組みを進めます。

### (1) 魅力を知ってもらう

#### ①魅力の創出と情報発信の強化

##### ○情報発信の強化

- ・旅行雑誌や大手旅行サイトとのタイアップや動画発信により、魅力ある観光情報を発信するとともに、交通機関等とタイアップした観光キャンペーンを実施します。
- ・首都圏や関西圏等における過疎地域への関心層を広めるため、鉄道駅のデジタルサインやプロモーションイベント等による観光情報の発信を強化します。
- ・社会に大きく普及し、また影響力のあるSNSの有効な活用や、5Gに代表されるデジタル技術の革新によってもたらされる新たな情報発信の手法の検討を進めます。

##### ○地域資源を活用した魅力の創出

- ・優れた自然環境、祭りや伝統芸能、郷土料理、歴史遺産など、地域資源の魅力を再発見し、これらを有効活用した取組を推進します。
- ・京奈和自転車道の整備等による自転車の利用促進、「吉野・高野・熊野の国」における事業推進など、地域の魅力ある資源を活かした着地整備や商品造成を支援します。
- ・世界遺産「紀伊山地の霊場参詣道」や歴史資産などを活用した旅行商品や温泉、ダム湖、森林など地域の自然を活かした旅行商品の開発の検討を進めます。
- ・「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」について、その顕著な普遍的価値を明らかにし、その価値を分かりやすくストーリー性を持って発信し、令和6年度での世界遺産登録を目指します。
- ・地域の魅力づくりを図る市町村や民間の取組を支援し、「その地域でしかない」オンリーワンの魅力を創出し、観光交流を推進します。

#### ②美しい景観づくりの推進

- ・住む人が安らぎ、誇りに思うと同時に、訪れる人をもてなすことが出来るまちづくりを進めるため、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭（エリア）」とし、本県の強みである歴史的景観や自然景観、風土や伝統文化を活かしながら、四季折々の彩りを五感で楽しめる庭として整えることで、県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくり（「なら四季彩の庭」づくり）を推進します。

## (2) 魅力を体験してもらう

### ①滞在型・宿泊型観光の推進

#### ○特色ある食と宿泊施設等の整備推進

- ・「なら食と農の魅力創造国際大学校（N A F I C）」との連携のもと、奥大和地域において、晴らしい眺望の場所に地元食材を活かして「食」と「泊」を提供するオーベルジュ等の整備を促進するとともに、それらのネットワーク化を推進します。
- ・農林業を体験できる農家民宿をはじめ、美味しい郷土料理など地域の魅力を楽しむ特色のある宿泊施設の整備を支援します。
- ・過疎地域には温泉街等を中心とする旅館集積地や古道などの資源が豊富であるほか、キャンプなどのアウトドアレジャーのほか、サッカー、サイクリングなどのスポーツが盛んなエリアとなっています。紀伊半島アンカールートである国道168号（五條新宮道路）や国道169号をはじめ、道路ネットワークの整備とともに南側のゲートウェイとなる拠点づくりを進め、紀伊半島南部からの新たな誘客の促進を図ります。
- ・持続可能な宿泊施設経営に向けた研修会を開催するなど宿泊事業者の人材育成を図ります。

### ②地域の魅力を活かした文化・スポーツ・食イベント等の実施

- ・弘法大師が歩いたとされる吉野山金峯山寺から高野山金剛峯寺に至るまでの道を「弘法大師の道」と名付け、「道」の周知・認知への取組を行ってきました。平成26年度から実施しているトレイルランニング大会「KoboTrail」はレース自体の知名度も上がり、海外からも参加者がみられるなど定着したレースとなっています。引き続き関係人口創出の観点からも、今後更に認知度向上に取り組みます。
- ・若者の興味・関心が高い音楽イベントが地域内に少ないことに着目して始めた「えんがわ音楽祭 in 洞川」は洞川温泉街の雰囲気と調和した音楽祭として年々、集客・宿泊者数も増えており、今後も地域の認知度向上・魅力発信に努めます。
- ・地域の食材、伝統、歴史などに育まれた食を楽しむガストロノミーツーリズムを積極的に推進するなど、周遊型・滞在型の観光や、広域エリアでの交流を促進します。特に過疎地域の強みを活かし、温泉施設やアウトドア・スポーツ環境とガストロノミーを組み合わせた”温泉+ガストロノミー”や”アウトドア+ガストロノミー”などの検討を新たに進めていきます。
- ・市町村と連携し、森林環境や水資源の大切さを体感できるような芸術イベントや親子ツアーなどを推進します。

### (3) 移り住んでもらう

#### ①市町村等と連携した移住・定住支援

- ・県と市町村が協働で設置した「奥大和移住・定住連携協議会」において県と市町村が連携し、地域の認知度を向上させるとともに、様々な移住・定住施策に取り組んでいくことで移住を希望する人の選択肢を広げ、移住・定住を進めます。併せて、当協議会において、移住・定住施策に携わる人材の育成にも取り組みます。
- ・過疎地域には、空き家等が多く、集落機能の低下がさらなる人口減少を招くなど悪循環に陥っています。集落の維持とともに、過疎地域において転入者を増加させるためには、空き家等の整備・活用が不可欠です。空き家については移住希望者の住居として整備することはもとより、シェア・オフィスやサテライト・オフィスなどICTを活用した新たな就労の場としての整備も積極的に推進します。
- ・空き家等を活用して移住促進施設を整備しようとする市町村を支援するほか、移住や多地域居住を促進する取組を行う地域受入協議会を支援します。
- ・奥大和移住定住交流センター「engawa」（えんがわ）を拠点に、近年注目が高まっている「ワーケーション」を活用した移住・定住促進施策にも取り組みます。
- ・地域の人の身近な存在として「心と身体の健康と安心」を支えるコミュニティナースの育成に取り組みます。

#### ②若者をターゲットとした移住施策の推進

- ・人口減少対策としての移住促進のなかでも、特に手に職を持つ若者などをメインターゲットに積極的に取り組みを進めます。
- ・空き家等を改修したシェアオフィスの整備への支援により、ICTを活用して仕事を行う若いクリエイターやデザイナーがSNSなどを通じて知り合い、数多く利用されるような新しいタイプの取組を積極的に続けていきます。
- ・新たな雇用の場の創出のため、過疎地域において、起業家等が「集まる」「つながる」「育つ」小規模な拠点づくりを進めます。また、「engawa」でのテストマーケティングを評価し施策の展開を検討していきます。
- ・特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進などにより、地域で働きたい移住希望者と地域の事業者とのマッチングを進めます。
- ・地域おこし協力隊制度を活用して、地域活性化に意欲のある人材の移住を進めるとともに、地域で活躍するために必要な研修や起業支援等を行うことにより、地域を支える人材の育成を図ります。

### [3]力強い市町村づくり

「奈良モデル」の実行をはじめ、様々な分野において市町村との連携や協働の取組をより積極的に進め、力強い市町村づくりに寄与します。

#### (1)「奈良モデル」の実行

##### ①市町村と連携したまちづくりの推進

- ・人口の急激な減少と高齢化が進展するなか、高齢者をはじめとする住民の安心・健康・快適な生活環境を実現し、また地域性を活かした賑わいのある住みよい「まちづくり」を進めるためには、中心となる拠点への機能の集積や、低未利用地の活用等による拠点の再整備が必要です。
- ・このため県では、県管理施設の改修や県有地の有効活用などの県事業と市町村の「まちづくり」を一体的に検討することによる効率的な「まちづくり」を進めることを目的に、市町村との連携協定を締結しており、既に、過疎地域18市町村のうち15市町村と包括協定を締結している（R3.1.31現在）ところです。
- ・今後、未締結の市町村との協議を進めていくとともに、締結済みの市町村とそれぞれの地区、集落の特性に応じた具体の事業の実施について検討を進めていきます。なお、事業の検討にあたっては、空き家等民間遊休資産の再利用を視野に入れます。

##### ②「奈良モデル」の推進

##### ○県域水道ファシリティ・マネジメントの推進・污水处理施設等の整備

- ・水道は公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない社会基盤です。しかし、急速に進む人口減少、技術職員不足、施設老朽化など、水道事業全体をとりまく状況は厳しく、過疎地域ではこの傾向がより顕著です。この状況に対応するため、広域化の取組を市町村と共にすすめています。
- ・簡易水道やそれより小規模な施設による飲料水や生活用水については、地域に即した供給体制の検討や、技術的、経営的改善支援をモデル的に行ってきました。また、官民連携の手法も視野に入れた受け皿体制構築の可能性について検討しました。今後はこれらの成果を活用しながら、該当する市町村が集まる研究会の中で、引き続き検討をすすめ、過疎地域での安心な水の供給の持続を目指します。
- ・し尿処理及び生活排水等の処理については、健やかで快適な生活環境を確保し、自然環境を保全するためにも不可欠であるが、過疎地域では他の地域に比べ、その整備が遅れているため、地域の実情に応じた計画的な污水处理を推進します。

##### ○ごみ処理広域化奈良モデルの推進

- ・県では市町村が連携して実施するごみ処理施設の整備に対して支援を行い、ごみ処理の広域化を進めています。南部地域においては、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村で構成する「さくら広域環境衛生組合」が令和5年度を目標にごみ処理の広域化を進めています。

## ○奈良モデルの推進

- ・上記の取組の他、市町村が質の高い行政サービスを提供するためには、効率化に向けた一層の取組が必要です。効率化に資すると考えられる市町村運営の基礎となる分野（定型的業務や庶務的業務など）における事務・行政サービスの共同化や専門的な知識等を必要とする業務に従事する人材の確保・育成について支援を行います。

## (2) 市町村行政経営向上への取組支援等

### ①市町村行政経営向上への取組支援

- ・過疎地域では人口減少や産業の低迷により自主財源に乏しい市町村が多くなっています。県では以下の取組を通じ、市町村の財政健全化に向けた取組を支援していきます。
- ・市町村振興資金の貸付
- ・市町村税の徴収強化
- ・財政状況の改善を要するため、「重症警報」を発令した市町村と合同で、財政再建策を検討したうえで、首長に対し提案を行い、実行を働きかけます。
- ・国からの助成、県からの助成、県庁力によるサポート（人的支援）を通じで市町村が地域づくり・観光交流を促進するための取組や生活環境を維持向上させる取組のサポートを続けていきます。

### ②地域デジタル化の推進

- ・県ではこれまでもデジタル化に取り組んできましたが、日本全体としてデジタル化が遅れていることを踏まえて、国はデジタルガバメントの取組を加速させています。
- ・県ではデジタル化を適用すべき分野を、「行政」、「家庭」、「経済」の3分野に分類し、まず県と市町村の行政のデジタル化を国の動向を踏まえながら進めていきます。